

看護学研究科
看護学専攻

2024 年度
(令和 6 年度) 履修要項

兵庫医科大学大学院

看護学研究科 行事予定

| | 1 年次 | | 2 年次 | |
|---|---------|--|----------|-------------|
| 授 業 日 程 ・ 行 事 日 程 | 4 月 5 日 | 入学式 大学院全体オリエンテーション 研究科別オリエンテーション | 4 月 5 日 | 履修ガイダンス |
| | 4 月初旬 | 前期授業開始 | 4 月初旬 | 前期授業開始 |
| | 4 月初旬 | 当該年度履修届提出期限 | 4 月初旬 | 当該年度履修届提出期限 |
| | 9 月下旬 | 前期授業終了 | 9 月下旬 | 前期授業終了 |
| | 9 月初旬 | 履修登録変更届提出期限 | 9 月初旬 | 履修登録変更届提出期限 |
| | 10 月初旬 | 後期授業開始 | 10 月初旬 | 後期授業開始 |
| | 3 月 | 後期授業終了 | 3 月 | 後期授業終了 |
| | | | 3 月 15 日 | 修了式 |

*行事予定は詳細が決まり次第、別途通知する

目 次

| | | |
|-----|-------------------------------------|----|
| I | 使命、目的、教育目標、学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針 | 1 |
| | 1. 使命 | |
| | 2. 目的 | |
| | 3. 教育目標 | |
| | 4. 学位授与の方針 (Diploma policy) | |
| | 5. 教育課程編成・実施の方針 (Curriculum Policy) | |
| II | 教育課程 | 2 |
| | 1. 教育課程の特徴と構成 | 2 |
| | 1) 教育課程の特徴 | |
| | 2) 教育課程の構成 | |
| | 3) 教育科目と単位 | |
| | 2. 履修要件 | 6 |
| | 1) 看護学研究科の修了要件 | |
| | 2) 履修科目と単位 | |
| | 3. 履修要領 | 7 |
| | 1) 領域と履修科目の選択 | |
| | 2) 履修届の提出 | |
| | 4. 教育課程の進行 | 8 |
| | 5. 特別研究・課題研究 | 9 |
| | 1) 研究計画書作成 | |
| | (1) 研究計画書作成要領 | |
| | (2) 中間報告会 | |
| | 2) 倫理審査 | |
| | (1) 看護学研究科事前倫理審査・指導 | |
| | (2) 兵庫医科大学倫理審査委員会 | |
| | 3) 学位論文および学位論文要旨の作成要領 | |
| | (1) 学位論文 (修士論文・課題研究報告書) | |
| | (2) 学位論文要旨 | |
| | 6. 学位論文の審査と最終試験 | 11 |
| | 1) 学位論文の提出 | |
| | 2) 学位論文の審査 | |
| | 3) 看護学研究科学位論文審査基準 | |
| | 4) 最終試験 | |
| | 7. 修士課程修了の判定と学位記授与 | 12 |
| | 1) 修士課程修了の判定 | |
| | 2) 修士研究報告会の実施 | |
| | 3) 学位記授与 | |
| III | 関係諸規程 | 14 |
| | 1. 大学院学則 | 15 |
| | 2. 大学院学位規程 | 28 |
| | 3. 大学院看護学研究科履修規程 | 35 |
| | 4. 大学院生室使用内規 | 38 |
| IV | 2024年度 科目責任者、科目対応者一覧 | 39 |

個性を引き出し、自律を伸ばす大学院教育

看護学は実践の科学として、その価値を高め進歩発展してきている。同時に、医療の高度化・複雑化は、安全安心を第一とする看護実践の質を問い、さらなる質向上の必要性を求めている。看護現場の発展のためには、科学的根拠に基づく看護学の教育・研究並びに高度な実践能力が必須である。

兵庫医科大学大学院看護学研究科は、建学の精神に則り、真に人々にとって必要とされる看護学の専門的知識・技能を修得し、看護実践能力を強化して、社会の求めに応じて役割・機能を果たすことのできる看護専門職者を育成する。

看護学研究科のモットーは、大学院生と教員・指導者とが学修の目標を共有し、大学院生の自律を導き一体となって学修を促進しつつ、常に相互交流を通して互いに成長することを目指すものである。

I 使命、目的、教育目標、学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針

1. 使命

兵庫医科大学大学院看護学研究科は、建学の精神「社会の福祉への奉仕」・「人間への深い愛」・「人間への幅の広い科学的理解」を継承し、保健・医療・福祉及び社会の変動に対応して、生命と人権を尊重し、看護学の専門的知識と技術に立脚し、創造的かつ科学的に看護が実践できる人材並びに看護学の教育と研究に携わる人材を育成し、人々の健康と QOL の向上及び看護学の進歩・発展に寄与します。

2. 研究科の目的

看護学研究科は、看護学専攻を設け、先駆的・創造的に高度看護実践できる能力と看護ケアを創生・発信できる能力を育成する。看護学を中心とした学際的な知識と高度看護実践能力に立脚し、看護学と医療の進歩・発展に貢献できる看護実践者・研究者・教育者を育成します。

課程の目的

看護学研究科は、看護学基礎研究領域及び看護学課題研究・高度実践領域の2領域を設け、それぞれの看護実践の科学的根拠となる基礎理論及びその応用を体系的に教授する。人間性豊かな看護専門職者として、先駆的・創造的に高度看護実践できる能力、並びに看護現象を科学的に解明する教育・研究能力を有する人材を育成する。

3. 教育目標

看護学研究科は、下記の能力を身に付けた人材の育成を目標とします。

1. 保健・医療・福祉の場で行う看護実践の科学的根拠と理論を修得し、看護実践に応用する能力を育成します。
2. 人々の尊厳を護り人間性豊かな看護専門職者として、看護学の専門的知識と技術に立脚し、先駆的・創造的に高度看護実践できる能力を育成します。
3. 看護現象を科学的に解明する看護学の教育・研究能力を育成します。

4. 学位授与の方針 (Diploma policy)

看護学研究科は、所定の単位を修得し、下記の能力を獲得し、審査に合格した者に修士(看護学)の学位を授与します。

1. 高度な看護実践能力を生かし、医療・保健・福祉チームにおける連携・協働を促進する中心的な役割を果たすことができる。
2. 国際的な視野に立ち、多様化が進む社会における医療の課題を多角的に捉え、看護の課題に取り組むことができる。
3. 豊かな人間性及び高い倫理観を基盤とした看護の高度な実践能力や研究者としての基礎的能力を有する。

5. 教育課程編成・実施の方針 (Curriculum Policy)

【教育課程編成方針】

1. 看護学研究科では、教育・研究者の育成をめざす「看護学基礎研究領域」及び高度看護実践者の育成をめざす「看護学課題研究・高度実践領域 (CNS)」の2つのコースを設置します。
2. 看護学基礎研究領域は、基礎看護学分野、療養支援看護学分野、家族支援看護学分野、生活支

援看護学分野の4分野、看護学課題研究・高度実践領域（CNS）は、急性・重症患者看護専門看護師分野、がん看護専門看護師分野の2分野で構成します。

3. カリキュラムを構成する科目区分として、「修士課程における共通科目」「看護学研究科共通科目」「看護学研究科専門科目」を置きます。
4. 修士課程における共通科目は、科学的根拠に基づいた医療・保健・福祉に関連する専門的知識の修得と高度実践への応用、先進医療に関わる最新の情報と課題の修得を目的として1年次に配置します。
5. 看護学研究科共通科目は、各看護学分野及び看護学基礎研究領域と高度看護学課題研究・高度実践の領域を超えて必要な専門知識と研究・実践能力の修得を目的として1年次に配置します。
6. 看護学研究科専門科目は、主要な概念・理論を探求する看護学特論、看護対象や援助の枠組みを探求する看護学援助特論、学内・臨地における体験を通じて専門的看護実践能力を高める看護学演習を配置します。
7. 看護学基礎研究領域では研究能力育成のために看護学特別研究を配置します。
8. 看護学課題研究・高度実践領域(CNS)では専門看護師としての看護実践能力・役割を修得するための実習及び看護実践の質向上を探求する看護学課題研究をそれぞれ配置します。

【実施方針】

1. コースワークとして実施される共通科目や専門科目における講義科目は、学生の広い視野を涵養するとともに教育・研究者の育成及び高度看護実践者の育成のため、双方向・多方向の講義形態を用います。
2. リサーチワークとして実施される専門科目は、指導教員のもと、それぞれの分野の専門性を深め、研究テーマを設定し、研究課題を明確にするためのフィールドワークやゼミ方式でのプレゼンテーション中心の演習を行います。
3. 特別研究及び課題研究については、指導教員のもとで研究計画書の作成を行い、中間報告会での発表を通じて看護学研究科構成教員及び他の院生から意見を得、その後、特別研究については、主指導、副指導教員の2名体制で倫理審査申請に向けての指導を行い、研究の実施、データ分析と考察、論文作成指導を行います。
4. 看護学課題研究・高度実践領域における専門看護師（CNS）養成は、専門看護師としての高い専門性と優れた看護実践能力を修得するための実習を行うとともに、看護実践の質向上を探求する看護学課題研究を指導します。

【評価方法】

成績評価は、成績評価基準に基づき、授業・研究への積極的・能動的な取り組み姿勢と提出された成果物（レポート、研究成果論文）等により科目責任者が行う。

学位論文及び課題研究報告書の審査は、学位規程に基づき、学位論文審査委員会が論文審査及び最終試験を厳格かつ公平に行い、看護学研究科教授会の意見を聴き、学長が可否を決定します。

II 教育課程

1. 教育課程の特徴と構成

1) 教育課程の特徴

看護学研究科における教育課程は、看護専門職者が保健・医療・福祉の場で展開する看護実践の科学的根拠となる基礎理論とその応用について体系的に学修すること、および人々の健康生活の維持増進、疾病の予防、健康の回復、さらに人生の終末期において役立つ看護に関し高度かつ教育的な実践能力を養うという2つの特徴を持っている。加えて、チーム医療を推進する学際的な環境を整備している。

2) 教育課程の構成

教育課程全体は、修士課程共通科目、看護学共通科目及び看護専門科目で構成される（図1）。

(1) 修士課程共通科目

科学的根拠に基づいた高い専門知識の修得と、高度実践への応用及び先進医療に関わる最新の情報と課題を修得するために、「医療統計学特論」、「医療倫理学特論」「先進医療支援特論」の3科目を設けている。

(2) 看護学共通科目

教育者・研究者を志向する看護学基礎研究領域と高度専門看護職者を目指す看護学課題研究・高度実践領域の両領域において、各領域・専門分野を超えて必要な能力を高めるために、「看護教育論」、「看護倫理」、「看護理論」、「看護管理論」、「看護政策論」、「コンサルテーション論」、「看護研究」、「看護研究演習」「システムティック・レビュー」の9科目を設けている。また、より高度な専門知識と技術をもって将来的に幅広く活躍できる高度専門看護職者の育成を目的に、「アドバンスト・フィジカルアセスメント」、「臨床薬理学・薬物治療特論」、「疾病・病態特論」の3科目を設け、専門看護師の資格取得にも対応している。

(3) 看護学専門科目

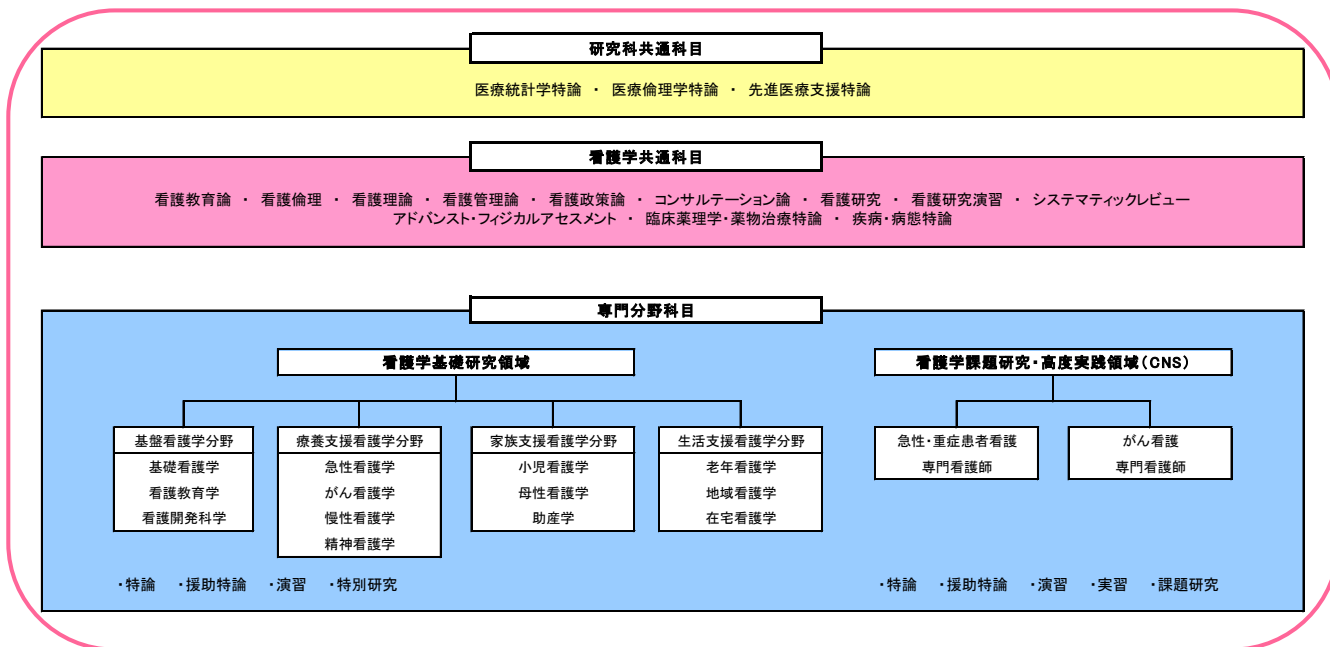
看護学専門科目は、各専門分野における看護学の主要な概念・理論を中心に探究する「看護学特論」、看護対象の特性を追求し看護援助の枠組みを探求する「看護学援助特論」、学内・臨地における体験を通して専門的看護実践能力を高める「看護学演習」により構成している。

さらに、看護学基礎研究領域の選択者に対し、看護学研究能力を高めるために「看護学特別研究」を設けており、学位論文として修士論文を作成する。

看護学課題研究・高度実践領域の選択者には、Cure と Care の両方の側面における卓越した看護実践能力と専門看護師としての実践・教育・相談・調整・倫理調整・研究の役割について修得する「看護学実習」、および看護実践の質向上を探求する「看護学課題研究」を設けており、学位論文として課題研究報告書を作成する。

図1 教育課程の構成

看護学研究科の科目構成



3) 教育科目と単位

看護学研究科の授業科目と単位は下表に示す。

| 科目区分 | 授業科目 | 単位数 | 時間数 | 配当 | 標準履修科目・単位 | | | |
|--------------|------------|-------------------|------------|-----|------------------|--------------------|--|---|
| | | | | 年次 | 看護学 基礎研究領域 | 看護学課題研究・ 高度実践領域 | | |
| 修士課程 共通科目 | 医療統計学特論 | 1 | 15 | 1 後 | 2 単位以上 選択 | 2 単位以上 選択 | | |
| | 医療倫理学特論 | 1 | 15 | 1 前 | | | | |
| | 先進医療支援特論 | 1 | 15 | 1 前 | | | | |
| 看護学 共通科目 | A | 看護教育論 | 2 | 30 | 1 前 | 4 単位以上 選択 | 8 単位以上 選択 * 看護研究 演習、シス テマティッ クレビュー を除く | |
| | | 看護倫理 | 2 | 30 | 1 前 | | | |
| | | 看護理論 | 2 | 30 | 1 前 | | | |
| | | 看護管理論 | 2 | 30 | 1 後 | | | |
| | | 看護政策論 | 2 | 30 | 1 後 | | | |
| | | コンサルテーション論 | 2 | 30 | 1 後 | | | |
| | | 看護研究 | 2 | 30 | 1 前 | | | |
| | | 看護研究演習 | 1 | 30 | 1 前 | | | |
| | | システマティックレビュー | 2 | 30 | 1 前 | | | |
| | B | アドバンス・フィジカルアセスメント | 2 | 30 | 1 前 | ○ | | |
| | | 臨床薬理学・薬物治療特論 | 2 | 30 | 1 後 | ○ | | |
| | | 疾病・病態特論 | 2 | 30 | 1 前 | ○ | | |
| | 看護学専門科目 | 基礎看護学 | 基礎看護学特論 | 2 | 30 | 1 前 | ○ | |
| 基礎看護学援助特論 | | | 2 | 30 | 1 後 | ○ | | |
| 基礎看護学演習Ⅰ | | | 2 | 60 | 1 通 | ○ | | |
| 基礎看護学演習Ⅱ | | | 2 | 60 | 1 通 | ○ | | |
| 基礎看護学演習Ⅲ | | | 2 | 60 | 1 通 | ○ | | |
| 基礎看護学特別研究 | | | 10 | 300 | 2 通 | ○ | | |
| 看護教育学 | | 看護教育学特論 | 2 | 30 | 1 前 | ○ | | |
| | | 看護教育学援助特論 | 2 | 30 | 1 後 | ○ | | |
| | | 看護教育学演習Ⅰ | 2 | 60 | 1 通 | ○ | | |
| | | 看護教育学演習Ⅱ | 2 | 60 | 1 通 | ○ | | |
| | | 看護教育学演習Ⅲ | 2 | 60 | 1 通 | ○ | | |
| | | 看護教育学特別研究 | 10 | 300 | 2 通 | ○ | | |
| 看護開発科学 | | 看護開発科学特論 | 2 | 30 | 1 前 | ○ | | |
| | | 看護開発科学援助特論 | 2 | 30 | 1 後 | ○ | | |
| | | 看護開発科学演習Ⅰ | 2 | 60 | 1 通 | ○ | | |
| | | 看護開発科学演習Ⅱ | 2 | 60 | 1 通 | ○ | | |
| | | 看護開発科学演習Ⅲ | 2 | 60 | 1 通 | ○ | | |
| | | 看護開発科学特別研究 | 10 | 300 | 2 通 | ○ | | |
| 療養支援看護学分野 | | 急性看護学 | 急性病態治療学 | 2 | 30 | 1 前 | | ○ |
| | | | 急性看護学特論 | 2 | 30 | 1 前 | ○ | ○ |
| | | | 急性看護学援助特論Ⅰ | 2 | 30 | 1 前 | ○ | |
| | 急性看護学援助特論Ⅱ | | 2 | 30 | 1 後 | ○ | ○ | |
| | 急性看護学援助特論Ⅲ | | 2 | 30 | 1 通 | | ○ | |
| | 急性看護学演習ⅠA | | 2 | 60 | 1 通 | ○ | | |
| | 急性看護学演習ⅡA | | 2 | 60 | 1 通 | ○ | | |
| | 急性看護学演習ⅢA | | 2 | 60 | 2 通 | ○ | | |
| | 急性看護学演習ⅠB | | 2 | 60 | 1 通 | | ○ | |
| | 急性看護学演習ⅡB | | 2 | 60 | 1 通 | | ○ | |
| | 急性看護学演習ⅢB | | 2 | 60 | 2 前 | | ○ | |
| | 急性看護学実習Ⅰ | | 2 | 90 | 1 後 | | ○ | |
| | 急性看護学実習Ⅱ | | 2 | 90 | 2 通 | | ○ | |
| | 急性看護学実習Ⅲ | | 2 | 90 | 2 通 | | ○ | |
| 急性看護学実習Ⅳ | 4 | 180 | 2 通 | | ○ | | | |
| 急性看護学特別研究 | 10 | 300 | 2 通 | ○ | | | | |
| 急性看護学課題研究 | 4 | 2 | 60 | 2 通 | | ○ | | |

| | | | | | | | | |
|-----------|-----------|-----------|------------|-----|-----|----|---|---|
| 看護学専門科目 | 療養支援看護学分野 | がん看護学 | がん病態治療学 | 2 | 30 | 1前 | | ○ |
| | | | がん看護学特論 | 2 | 30 | 1前 | ○ | ○ |
| | | | がん看護学援助特論Ⅰ | 2 | 30 | 1後 | ○ | ○ |
| | | | がん看護学援助特論Ⅱ | 2 | 30 | 1後 | ○ | ○ |
| | | | がん看護学援助特論Ⅲ | 2 | 30 | 2前 | | ○ |
| | | | がん看護学演習ⅠA | 2 | 60 | 1前 | ○ | |
| | | | がん看護学演習ⅡA | 2 | 60 | 1後 | ○ | |
| | | | がん看護学演習ⅠB | 2 | 60 | 1前 | | ○ |
| | | | がん看護学演習ⅡB | 2 | 60 | 1後 | | ○ |
| | | | がん看護学演習Ⅲ | 2 | 60 | 1後 | ○ | |
| | | | がん看護学実習Ⅰ | 2 | 90 | 1後 | | ○ |
| | | | がん看護学実習Ⅱ | 2 | 90 | 2通 | | ○ |
| | | | がん看護学実習Ⅲ | 2 | 90 | 2通 | | ○ |
| | | | がん看護学実習Ⅳ | 2 | 90 | 2通 | | ○ |
| | | | がん看護学実習Ⅴ | 2 | 90 | 2通 | | ○ |
| | | | がん看護学特別研究 | 10 | 300 | 2通 | ○ | |
| | | | がん看護学課題研究 | 2 | 60 | 2通 | | ○ |
| | 慢性看護学 | 慢性看護学特論 | 2 | 30 | 1前 | ○ | | |
| | | 慢性看護学援助特論 | 2 | 30 | 1後 | ○ | | |
| | | 慢性看護学演習Ⅰ | 2 | 60 | 1通 | ○ | | |
| | | 慢性看護学演習Ⅱ | 2 | 60 | 1通 | ○ | | |
| | | 慢性看護学演習Ⅲ | 2 | 60 | 1通 | ○ | | |
| | | 慢性看護学特別研究 | 10 | 300 | 2通 | ○ | | |
| | 精神看護学 | 精神看護学特論 | 2 | 30 | 1前 | ○ | | |
| | | 精神看護学援助特論 | 2 | 30 | 1後 | ○ | | |
| | | 精神看護学演習Ⅰ | 2 | 60 | 1通 | ○ | | |
| | | 精神看護学演習Ⅱ | 2 | 60 | 1通 | ○ | | |
| | | 精神看護学演習Ⅲ | 2 | 60 | 1通 | ○ | | |
| | | 精神看護学特別研究 | 10 | 300 | 2通 | ○ | | |
| | 家族支援看護学分野 | 小児看護学 | 小児看護学特論 | 2 | 30 | 1前 | ○ | |
| | | | 小児看護学援助特論 | 2 | 30 | 1後 | ○ | |
| | | | 小児看護学演習Ⅰ | 2 | 60 | 1通 | ○ | |
| | | | 小児看護学演習Ⅱ | 2 | 60 | 1通 | ○ | |
| | | | 小児看護学演習Ⅲ | 2 | 60 | 1通 | ○ | |
| | | 小児看護学特別研究 | 10 | 300 | 2通 | ○ | | |
| | | 母性看護学 | 母性看護学特論 | 2 | 30 | 1前 | ○ | |
| | | | 母性看護学援助特論 | 2 | 30 | 1後 | ○ | |
| | | | 母性看護学演習Ⅰ | 2 | 60 | 1通 | ○ | |
| | | | 母性看護学演習Ⅱ | 2 | 60 | 1通 | ○ | |
| | | | 母性看護学演習Ⅲ | 2 | 60 | 1通 | ○ | |
| | | 母性看護学特別研究 | 10 | 300 | 2通 | ○ | | |
| | | 助産学 | 助産学特論 | 2 | 30 | 1前 | ○ | |
| | | | 助産学援助特論 | 2 | 30 | 1後 | ○ | |
| | | | 助産学演習Ⅰ | 2 | 60 | 1通 | ○ | |
| | 助産学演習Ⅱ | | 2 | 60 | 1通 | ○ | | |
| | 助産学演習Ⅲ | | 2 | 60 | 1通 | ○ | | |
| | 助産学特別研究 | | 10 | 300 | 2通 | ○ | | |
| 生活支援看護学分野 | 老年看護学 | 老年看護学特論 | 2 | 30 | 1前 | ○ | | |
| | | 老年看護学援助特論 | 2 | 30 | 1後 | ○ | | |
| | | 老年看護学演習Ⅰ | 2 | 60 | 1通 | ○ | | |
| | | 老年看護学演習Ⅱ | 2 | 60 | 1通 | ○ | | |
| | | 老年看護学演習Ⅲ | 2 | 60 | 1通 | ○ | | |
| | | 老年看護学特別研究 | 10 | 300 | 2通 | ○ | | |

| | | | | | | | |
|-------------|---------|-----------|----|-----|----|---|--|
| 看護学 専門科目 | 生活支援看護学 | 地域看護学特論 | 2 | 30 | 1前 | ○ | |
| | | 地域看護学援助特論 | 2 | 30 | 1後 | ○ | |
| | | 地域看護学演習Ⅰ | 2 | 60 | 1通 | ○ | |
| | | 地域看護学演習Ⅱ | 2 | 60 | 1通 | ○ | |
| | | 地域看護学演習Ⅲ | 2 | 60 | 1通 | ○ | |
| | | 地域看護学特別研究 | 10 | 300 | 2通 | ○ | |
| | 在宅看護学 | 在宅看護学特論 | 2 | 30 | 1前 | ○ | |
| | | 在宅看護学援助特論 | 2 | 30 | 1後 | ○ | |
| | | 在宅看護学演習Ⅰ | 2 | 60 | 1通 | ○ | |
| | | 在宅看護学演習Ⅱ | 2 | 60 | 1通 | ○ | |
| | | 在宅看護学演習Ⅲ | 2 | 60 | 1通 | ○ | |
| | | 在宅看護学特別研究 | 10 | 300 | 2通 | ○ | |

2. 履修要件

1) 看護学研究科の修了要件

看護学研究科に2年以上在学し、次のいずれかの要件を満たしていること。兵庫医科大学大学院学則第22条に基づき、早期修了を希望する大学院生については、兵庫医科大学大学院看護学研究科早期修了に関する規程に則る。

- (1) 看護学基礎研究領域を選択した学生は32単位以上を履修し、かつ必要な研究指導を受けた上で修士論文の審査及び最終試験に合格する。
- (2) 看護学課題研究・高度実践領域を選択した学生は42単位以上を履修し、かつ必要な研究指導を受けた上で課題研究報告書の審査及び最終試験に合格する。

2) 履修科目と単位

(1) 看護学基礎研究領域の履修科目と単位

基盤看護学分野（基礎看護学・看護教育学）、療養支援看護学分野（急性看護学・がん看護学・慢性看護学・精神看護学）、家族支援看護学分野（小児看護学・母性看護学・助産学）、生活支援看護学分野（老年看護学・地域看護学・在宅看護学）を履修する場合には、以下の①②③の科目を履修した上で合計32単位以上になるように履修する。

- ①修士課程共通科目：3科目のうち2科目（2単位）以上選択
- ②看護学共通科目：12科目のうち2科目（4単位）以上選択
- ③看護学専門科目：専攻分野の看護学特論、看護学援助特論、看護学演習の計10単位以上、および看護学特別研究10単位

(2) 看護学課題研究・高度実践領域の履修科目と単位

急性・重症患者看護専門看護師分野、がん看護専門看護師分野を履修する場合には、以下の①②③の科目を履修した上で合計42単位以上になるように履修する。

- ①修士課程共通科目：3科目のうち2科目（2単位）以上選択
- ②看護学共通科目：専門看護師（CNS）の資格認定には、専門看護師の機能を高める科目として、看護学共通科目Aの「看護教育論」、「看護倫理」、「看護理論」、「看護管理論」、「看護政策論」、「コンサルテーション論」、「看護研究」の7科目のうち4科目8単位以上を選択する。さらにCureの実践力を高める科目として、看護学共通科目Bの「アドバンスト・フィジカルアセスメント」、「臨床薬理学・薬物治療特論」、「疾病・病態特論」の3科目（6単位）を履修する。
- ③看護学専門科目：専攻分野の看護学特論、看護学援助特論、看護学演習から14単位以上、看護学実習10単位と課題研究2単位を履修する。

看護学基礎研究領域と看護学課題研究・高度実践領域の履修単位

| 科 目 | 看護学基礎研究領域 | 看護学課題研究・高度実践領域 |
|-----------|-------------------------------|----------------------------------|
| 修士課程共通科目 | 2 単位以上 | 2 単位以上 |
| 看護学共通科目 A | 4 単位以上 | 8 単位以上 看護研究演習、システムティックレビューを除く |
| 看護学共通科目 B | | 6 単位 |
| 看護学専門科目 | 10 単位以上 | 14 単位以上 |
| 看護学実習 | | 10 単位 |
| 特別研究 | 10 単位 | |
| 課題研究 | | 2 単位 |
| 修了要件 | 上記の単位を含み総計 32 単位以上になるように履修する。 | 上記の単位を含み総計 42 単位以上になるように履修する。 |

※ 看護学共通科目 B の「アドバンスト・フィジカルアセスメント」、「臨床薬理学・薬物治療特論」、「疾病・病態特論」は、将来の高度実践看護職者にとって重要な科目であり、看護学基礎研究領域を選択する学生についても積極的な履修が望ましい。

3. 履修要領

1) 領域と履修科目の選択

「看護学基礎研究領域」または「看護学課題研究・高度実践領域」の選択については、受験前の主指導教員との事前相談における意向を踏まえ、入学後に主指導教員と相談のうえ決定する。決定後の領域変更は履修科目が異なるため不可能である。

履修科目については、履修ガイダンスおよび主指導教員から履修指導を受けて検討する。その際、学位規程、履修規程等、およびシラバスの学修内容、単位の修得と評価等を十分に検討し理解した上で決定する。

※ 医療科学研究科授業科目の履修を希望する者は、主指導教員へ申し出る。

2) 履修届の提出

決定した領域および履修しようとする科目は、主指導教員の確認を得た後、履修届に記入し所定の期日までに、神戸教学課（大学院係）に提出する。

履修届は前期科目と後期科目の両方について届け出る。また、後期の履修科目を追加する場合には、履修登録変更届に記入し所定の期日までに提出する（ただし、開講予定の科目に限る）。

4. 教育課程の進行

入学から終了までのプロセス

| 時 期 | 看護学基礎研究領域 | 看護学課題研究・高度実践領域 |
|--------|---|--|
| 1 年次前期 | 主指導教員の指導・相談のもとに履修科目を決定し履修する。 主指導教員の指導のもとに研究課題を明確化する。 | |
| 1 年次後期 | 研究課題の決定 研究計画書・倫理審査申請書類の作成 中間報告会（奇数月） 「看護学研究科事前倫理審査・指導」に研究計画書および倫理審査申請書類を提出し、指導を受ける。（偶数月予定） 中間報告会の後に副指導教員を決定し、主指導教員・副指導教員の指導を受けながら研究をすすめる。 | |
| 2 年次前期 | 「看護学研究科事前倫理審査・指導」に研究計画書および倫理審査申請書類を提出し、指導を受ける。（偶数月予定） 「兵庫医科大学倫理審査委員会」に倫理審査を申請し承認を得る。（毎月） | |
| 2 年次後期 | データ収集・分析 修士論文作成 1 月中旬 1 月下旬 2 月上旬 3 月初旬 3 月 15 日 | 看護学実習 データ収集・整理、分析 課題研究報告書作成 課題研究報告書提出 課題研究報告書審査（公聴会） 最終試験 修士研究報告会 学位記授与 |
| | 修士論文提出 修士論文審査（公聴会） 最終試験 修士研究報告会 学位記授与 | |

* 修士論文・課題研究報告書作成プロセス日程の詳細は、決まり次第、別途通知する

5. 特別研究・課題研究

看護学基礎研究領域の学生は、特別研究において看護学の研究課題を追究し、学位論文として修士論文を作成する。看護学課題研究・高度実践領域の学生は、課題研究において看護実践を深く追求した課題を探求し、学位論文として課題研究報告書を作成する。特別研究は主指導教員1名及び副指導教員1名の指導を受ける。課題研究報告書では指導教員1名の指導を受ける。特別研究および課題研究を実施する過程において、研究計画書の作成と兵庫医科大学倫理審査委員会の承認が必要となる。

1) 研究計画書作成

(1) 研究計画書作成要領

- ① 表紙：研究課題、領域、分野、学籍番号、学生氏名、指導教員氏名を記載する。
- ② 形式：用紙サイズはA4版、ワード横書き（40字×40行、10.5ポイント、余白上下左右30mm）、左綴じ片面印刷とする。
- ③ 枚数：表紙を除いて5～7枚程度とする。
- ④ 研究計画書には、研究の説明書（研究協力のお願ひ）、同意書、質問紙等を添付する。
- ⑤ 構成：研究計画書の構成は下表のとおり。

量的研究の場合

I 序論

1. 研究の背景
2. 研究目的

II 文献検討

III 概念枠組み

1. 概念枠組み
2. 研究課題あるいは仮説
3. 用語の操作的定義

IV 研究方法（研究対象・関係機関との調整方法、予備調査の方法を含む）

1. 研究の場と対象
2. データ収集方法
3. データ分析方法
4. 研究における倫理的配慮

引用・参考文献

質的研究の場合

I 序論

1. 研究の背景
2. 研究目的

II 文献検討

III 研究方法（研究対象・関係機関との調整方法、予備調査の方法を含む）

1. 質的方法を選択する根拠
2. 研究の場と対象
3. データ収集過程
4. データ分析方法
5. 研究における倫理的配慮

引用・参考文献

(2) 中間報告会

研究全体を吟味する機会とし、複数教員からの指導・助言を受けることで、研究計画の完成度を高めることを目的とする。中間報告会の開催日程は原則として5月、7月、9月、11月、1月、3月に行う。日程の詳細は、研究科教授会で決定し、神戸教学課（大学院係）から別途通知がある。

2) 倫理審査

研究を実施する際には、「看護職の倫理綱領」（日本看護協会）に則り、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」（文部科学省・厚生労働省）を遵守することが義務付けられており、人を対象とする研究については、倫理審査を受ける必要がある（文献研究など明らかに人を対象としない場合は倫理審査を受ける必要はない）。

学生は、倫理審査申請書類（研究計画書を含む）を作成し、兵庫医科大学倫理審査委員会に申請する前に、看護学研究科事前倫理審査・指導において研究の概要および倫理的配慮について説明し、指導を受ける。研究責任者である主指導教員は、兵庫医科大学倫理審査委員会において研究計画および倫理的配慮について説明する。学生は、これら倫理審査申請に関しては主指導教員と副指導教員の十分な指導を受けて対応すること。

(1) 看護学研究科事前倫理審査・指導

①提出書類：以下の倫理審査申請書類を Moodle に提出すること。書式は本学倫理審査委員会所定のものとし、研究計画書は 9 頁の研究計画書作成要領を参照すること。

- 研究計画書
- 倫理審査申請書一式（兵庫医科大学倫理審査委員会の新規審査申請書類）：
 - ・倫理審査申請書
 - ・実施計画書
 - ・説明文書
 - ・同意書
 - ・同意撤回書
 - ・その他（申請者が審査に必要と認めた書類）

②提出日：指定された日の 17 時迄 **時間厳守**（日程は 4 月のガイダンス資料参照）

③提出先：Moodle の「倫理審査申請の指導（看護学研究科内）」

すべてのデータにパスワードをつけ、パスワードは指導教員に別途知らせる

(2) 兵庫医科大学倫理審査委員会（原則として第 1 火曜日開催）

①申請準備：兵庫医科大学「倫理審査申請システム」のユーザー登録および倫理教育の受講を済ませておく

②申請方法：倫理審査申請システムより申請する

③申請締切日：原則として毎月 1 日

※ただし、利益相反に関する自己申告書は、別途設定された「利益相反申請締切日」までに申請する

※研究責任者は主指導教員となるが、ユーザー登録すれば大学院生もシステムに入り申請することができる。

3) 学位論文および学位論文要旨の作成要領

(1) 学位論文（修士論文・課題研究報告書）

①表紙（右図参照）

最上に西暦年度の修士論文・課題研究

中央に研究課題名（英文タイトル）

下方に領域・分野、学籍番号、学生氏名、指導教員氏名

②形式：ワードプロセッサを用いて、A4 版横書き、字数・行数は 40 字×40 行、10.5 ポイント、上下左右余白 30mm、左綴じの片面印刷とする。

③構成

表紙

目次

要約

本文

第 1 章 序論

第 2 章 文献検討

第 3 章 研究方法

第 4 章 結果

(西暦) 年度修士論文

(西暦) 年度課題研究

研究課題名

(英文タイトル)

領域・分野

学籍番号

学生氏名

指導教員 氏名

第5章 考察

第6章 結論

謝辞

引用文献（参考文献）

資料

④頁と見出しの記載

- ・頁は下中央につける。本文の最初の頁より1頁とし、文献の最後の頁を最終頁とする。資料は文献と区別するため、i ii iii とする。
- ・各章には小見出しをつける。見出しと区分は、I. 1. 1) (1) ①の順とする。

⑤図表

- ・それぞれの図表に図1、表1等の一連の番号を付し、表題をつける。
- ・本文の該当する所に（図1）と明示する。
- ・図表の場所は、本文中に挿入あるいは巻末にまとめる。

⑥文献

- ・文献の記載は、原則として科学技術情報流通技術基準方式（Standards for Information of Science and Technology SIST）を使用する。
- ・引用文献には、本文引用箇所（右肩に1）、1）～3）等の一連の番号又は文献の著者名等を用いた参照記号を該当箇所に記載する。
- ・反復引用する場合は、初出の番号をつける。
- ・文献は、稿末の最後にまとめて記載する。その配列は原則として、一連番号を付けた場合は番号順とし、著者名等を用いた場合は著者名のアルファベット順とする。
- ・文献の項目は、1文献ずつ記載する。
- ・記載方法

（雑誌）

著者名（複数著者の場合、先頭の著者1名を記載し、その他の著者は「ほか」を用いて省略）。論文名。雑誌名。出版年，巻数，号数，最初頁-最終頁。

（欧米誌）

著者名（複数著者の場合、先頭の著者1名を記載し、その他の著者は「et al.」を用いて省略）。論文名。雑誌名。出版年，巻数，号数，最初頁-最終頁。

（電子ジャーナル）

著者名。論文名。誌名。出版年，巻数（号数），最初頁-最終頁。URL，（入手日付）。

（単行本）

著者名。書名。版表示，出版地，出版者，出版年，総ページ数，（シリーズ名，シリーズ番号），ISBN（任意記述項目で省略可）。

（論文集中の論文）

著者名。“論文名”。書名。編者名。出版地，出版社，出版年，最初頁-最終頁，（シリーズ名，シリーズ番号），ISBN（任意記述項目で省略可）。

⑦資料

資料は文献一覧と区別して作成する。

⑧連絡先

論文内及び資料には、個人情報（携帯電話番号や私用のメールアドレス）を明記しないこと。学内の指導教員メールアドレスや院生のメールアドレス掲載に関しては指導教員に相談すること。

(2) 学位論文要旨

修士論文・課題研究報告書提出には、「学位論文要旨」の提出が必要である。所定の用紙に、目的、方法、結果、考察などの項目に分けて記載すること。字数・行数は40字×40行、10.5ポイントとする。

6. 学位論文の審査と最終試験

1) 学位論文の提出

(1) 提出期限：1月中旬※（2年時の履修ガイダンスで日時を連絡する）期限厳守

*9月修了時の提出期限は7月中旬（詳細は指導教員に確認）

- (2) 提出物：学位論文 PDF ファイル
 学位論文要旨 PDF ファイル
 学位論文審査申請書 PDF ファイル

(3) 提出先：Moodle へオンライン提出。締め切り日時までの提出には神戸教学課（大学係）より受領確認のメールが届くので保存しておくこと。所定の日時を過ぎた提出は、一切受け付けない。締め切り日時までに提出しなおす場合は、古いファイルを必ず削除すること。

2) 学位論文の審査

提出された学位論文は、学位規程第6条に基づき研究科教授会から学位論文ごとに審査委員3名（主査1名、副査2名）から成る審査委員会を設け、公聴会による審査を行う。主査は所属する領域以外の教員、副査は主指導教員と副指導教員とする。

(1) 時期：学位論文提出後、原則として1月下旬に行う。日程の詳細は、研究科教授会で決定し、神戸教学課（大学院係）から別途通知がある（9月修了時は7月下旬に行う。詳細は指導教員に確認すること）。

(2) 実施担当者：審査委員を中心に研究科教授会構成員が実施する。

(3) 審査内容：学位論文審査基準に基づいて審査を行う。学生の発表後に、主査・副査による質疑応答を行い、その後、研究科教授会構成員が質疑応答を行う。

3) 看護学研究科学位論文審査基準

以下に掲げる学位論文審査基準に従い審査を行い判定する。

学位論文審査基準

| 修士論文 | 課題研究報告書 |
|--------------------------|--|
| ①看護学の研究として意義があり、課題が適切である | ①看護学実践の向上につながる研究課題である |
| ②十分な文献検討が行われている | ②十分な文献検討が行われている |
| ③研究目的が明確である | ③研究目的が明確である |
| ④研究目的に沿った研究方法が適切に用いられている | ④研究目的に沿った研究方法が適切に用いられている (ケーススタディを含む) |
| ⑤データを収集し、適切に分析している | ⑤データを収集し、適切に分析している |
| ⑥研究目的にかなった結果を得られている | ⑥研究目的にかなった結果を得られている |
| ⑦適切な文献を用いて考察を深めている | ⑦適切な文献を用いて考察を深めている |
| ⑧一貫性・論理性のある論文である | ⑧一貫性・論理性のある論文である |
| ⑨論文としての形式が整っている | ⑨論文としての形式が整っている |
| ⑩倫理的事項が遵守されている | ⑩倫理的事項が遵守されている |

* 審査は、以上の内容を総合的に判断して行う

4) 最終試験

(1) 時期：学位論文審査終了後、原則として2月初旬に行う。日程の詳細は、研究科教授会が決定し、神戸教学課（大学院係）から別途通知がある（9月修了時は8月初旬に行う。詳細は指導教員に確認すること）。

(2) 実施担当者：学位論文審査を担当した審査委員会（主査・副査）が実施する。

(3) 試験内容：最終試験は学位論文を中心として、関連する科目について口頭試問により行う。

7. 修士課程修了の判定と学位記授与

1) 修士課程修了の判定

研究科教授会において、学位論文および最終試験の合否判定および修士課程修了要件に必要な単位の確認を行い、ディプロマポリシーに基づき修得した能力を総合的に評価し修士課程修了の判定を行う。

2) 修士研究報告会の実施

(1) 時期：学位論文審査及び最終試験に合格後原則として3月初旬に行う（9月修了の場合も修士研究報告会は合同で実施する）。

- (2) 実施担当者：大学院生が実施する。
- (3) 内容：公開による発表形式とする。詳細は別途通知がある。

3) 学位記授与

研究科教授会の審議に基づき、修士(看護学)の学位を授与すべきものと決定した者に学位記を交付して学位を授与する。

学位授与式：3月15日（秋季学位授与式は9月第3土曜日）

Ⅲ 關係諸規程

1. 大学院學則
2. 大学院學位規程
3. 大学院看護學研究科履修規程
4. 大学院生室使用內規

兵庫医科大学大学院学則

第1章 総 則

(設置)

第1条 本学に、兵庫医科大学大学院（以下「本学大学院」という。）を置く。

(目的)

第2条 本学大学院は、建学の精神にもとづき、医学・医療の諸理論とその応用について学修・研鑽し、崇高な人間愛を有し、創造性豊かな自立した医学研究者、並びに高度な専門知識・技術を有する医療人を育成する。そのために必要な高度の研究実践能力とその基盤となる豊かな学識を培い、さらに研究活動によって得た成果を社会に還元することで医学・医療の発展に寄与する。

(研究科の目的)

第3条 各研究科の目的は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 1 医学研究科は、医学に関する高度な専門知識・技術を修得し、高い医療・研究倫理を培い、独創性豊かな研究を立案・遂行できる高度な研究能力を育成する。研究成果を世界に発信するとともに、広く社会に還元し、医学・医療の進歩に貢献できる人材を育成する。
- 2 薬学研究科は、医療薬学専攻を設け、薬学研究を志す者に、薬学に関する高度な専門知識と研究手法を修得させ、高い課題発見・問題解決能力と研究倫理を培い、独創性豊かな研究を立案・遂行できる力を育成する。これにより、研究成果を世界に発信するとともに、地域社会に還元し、薬学の進歩と医療の発展に貢献できる薬剤師や薬学研究者を育成する。
- 3 看護学研究科は、看護学基礎研究領域及び看護学課題研究・高度実践領域の2領域を設け、それぞれの看護実践の科学的根拠となる基礎理論及びその応用について体系的に学修する。人間性豊かな看護専門職者として、看護学の専門的知識と技術に立脚し、先駆的・創造的に高度看護実践できる能力、並びに看護現象を科学的に解明する教育・研究能力を育成する。
- 4 リハビリテーション科学研究科は、リハビリテーション科学領域として、病態運動学分野及び人間活動科学分野の2分野を設け、それぞれの分野において必要となる理論並びに技術を教授することで、社会に有益な人材を輩出しようとするものである。各分野内には研究を主とするコースと、高度実践専門職者の育成を目指すコースをおき、教育研究活動を推進する人材及びより高度な臨床実践能力をもつ人材を育成する。

(内部質保証)

第4条 本学大学院は、教育研究水準の向上を図り、もって本学大学院の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い公表する。

- ② 内部質保証に関し必要な事項及び実施体制等は、別に定める。

(研究科)

第5条 本学大学院に次の研究科を置く。

- 1 医学研究科
- 2 薬学研究科
- 3 看護学研究科
- 4 リハビリテーション科学研究科

(専攻、課程及び定員等)

第6条 前条に規定する各研究科の専攻、課程、入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

| 研究科名 | 専攻 | 課程 | 入学定員 | 収容定員 |
|----------------|---------------|------|------|------|
| 医学研究科 | 医科学専攻 | 博士課程 | 40名 | 160名 |
| | 先端医学専攻 | 博士課程 | 20名 | 80名 |
| 薬学研究科 | 医療薬学専攻 | 博士課程 | 3名 | 12名 |
| 看護学研究科 | 看護学専攻 | 修士課程 | 8名 | 16名 |
| リハビリテーション科学研究科 | リハビリテーション科学専攻 | 修士課程 | 8名 | 16名 |

(課程の目的)

第7条 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。

② 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

(修業年限及び在学年限)

第8条 修士課程の標準修業年限は2年とし、在学年限は4年を超えてはならない。

- ② 博士課程の標準修業年限は4年とし、在学年限は8年を超えてはならない。
- ③ 学生が、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、課程を修了することを希望する旨を申し出た時は、医学研究科を除き、各研究科の定めるところにより、その計画的な履修を認めることができる。(以下「長期履修」という。)
- ④ 長期履修に関し必要な事項は、別に定める。

第2章 組織運営

(教員組織)

第9条 研究科における授業及び学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)は、研究科ごとに大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)に定める資格を

有する教員（以下「大学院担当教員」という。）が担当するものとする。

- ② 大学院担当教員は、学部、研究所等の教員が兼ねることができる。
- ③ 医学研究科の各専攻に、研究の指導、学位論文の作成等の指導にあたり、学位申請における責任を担う者を置き、第1項に定める「大学院担当教員」のうち医学研究科の教授（以下「指導教授」という。）がこれに充たる。ただし、第1項に定める医学研究科の教員のうち教授以外の者から、学長が指名する者をもって指導教授の任を委嘱することができる。

（研究科長）

第10条 各研究科に研究科長を置き、基礎となる学部の学部長をもって充てる。

- ② 研究科長は、各研究科の学事を統括する。

（研究科教授会）

第11条 各研究科に研究科教授会を置く。

- ② 研究科教授会組織は以下のとおりとする。
 - 1 医学研究科の研究科教授会は、研究科長及び専任の教授をもって構成する。
 - 2 薬学研究科、看護学研究科及びリハビリテーション科学研究科の研究科教授会は、研究科長並びに研究指導教員又は研究指導補助教員である専任の教授、准教授及び講師をもって構成する。
 - 3 いずれの研究科教授会も、研究科長が必要と認めた場合は、構成員以外の教職員を出席させることができる。
- ③ 研究科教授会は、次の事項を審議し、学長が当該事項を決定するに当たり意見を述べるものとする。
 - 1 学生の入学、進級及び課程の修了に関する事項
 - 2 学位の授与に関する事項
 - 3 学生の身分に関する事項
 - 4 教育課程に関する事項
 - 5 教員の人事に関する事項
 - 6 研究に関する事項
 - 7 教育研究に関する規程の制定、改廃に関する事項
 - 8 学位論文に関する事項
 - 9 研究科の運営に関する重要な事項
 - 10 その他学長が研究科教授会の意見を聴くことが必要と定める事項
- ④ 前項に規定するもののほか、学長及び研究科長（以下「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。
- ⑤ 研究科教授会に関する規程は、別に定める。

(大学運営会議)

第11条の2 本学に本学大学院の重要事項について審議する機関として大学運営会議を置く。

② 大学運営会議に関する規程は、別に定める。

第3章 教育方法等

(教育方法)

第12条 本学大学院の教育は、研究科が定めるところによる所定の科目の授業並びに研究指導等によって行う。

② 前項の教育は、多様なメディアを高度に利用し、当該教育を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

③ 教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(授業科目及び単位数等)

第13条 研究科の専攻別授業科目及び単位数は、別に定める。

(履修科目の選定及び届出)

第14条 履修する授業科目の選定は、医学研究科は指導教授、その他の研究科は研究指導教員の承認を受けた後、学長に届出るものとする。

(他の専攻分野の授業科目等の履修)

第15条 学長は、指導教授又は研究指導教員が研究指導及び教育上必要と認めたときは、研究科教授会の意見を聴き、他の専攻分野の授業科目等を履修させ、これを所定の単位数に充当することができる。

(他大学の大学院等の授業科目の履修並びに研究指導)

第16条 学長は、指導教授又は研究指導教員が研究指導及び教育上必要と認めたときは、研究科教授会の意見を聴き、他大学の大学院等の授業科目を履修させ、15単位を超えない範囲でこれを所定の単位数に充当することができる。

② 学長は、前項のほか、必要なときは、他大学の大学院等において研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程の学生にあつては、研究指導を受けさせる期間は、1年を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第17条 薬学研究科、看護学研究科、リハビリテーション科学研究科において、教育上有益と認めるときは、学生が本学大学院に入学する前の大学院における既修得単位(科目等履修生等として修得した単位を含む。)について、本学大学院において修得した単位として認めることができる。

- ② 前項により、本学大学院において修得した単位として認めることができる単位数は、他大学の大学院等における履修認定単位数とあわせて15単位を超えないものとする。

第4章 試験、課程の修了要件及び学位

(試験)

第18条 専攻分野の正規の授業を受け、所定の科目を履修した者に対し、所定の期間内に試験（以下「科目試験」という。）を行う。ただし、平常の成績及びレポート等により、科目試験に代えることができる。

- ② 科目試験の実施方法は、研究科教授会の意見を聴き、学長が定める。

(追試験)

第19条 学長は、疾病その他のやむを得ない事由によって、科目試験を受けられなかった者に対しては、追試験を行うことができる。

(成績の評価)

第20条 科目試験の成績評価は、別に定める。

(単位の認定)

第21条 前条の規定により科目試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(修了要件)

第22条 修士課程の修了の要件は、本学大学院に2年（2年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限）以上在学し、各研究科において定める所定単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、当該修士課程の目的に応じ、当該大学院の行う修士論文又は特定の課題についての研究成果の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、本学大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

- ② 博士課程の修了の要件は、本学大学院に4年以上在学し、研究科において定める所定単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、当該大学院の行う博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、本学大学院に3年以上在学すれば足りるものとする。

(学位論文及び最終試験)

第23条 学位論文及び最終試験に関する事項は、別に定める。

(学位論文の審査等)

第24条 学位論文及び最終試験は、研究科教授会の意見を聴き、学長が合否を決定する。

(学位の授与)

第25条 学長は、前条により本学大学院の課程を修了した者には、次の学位を授与する

| 研究科名 | 専攻名 | 課程 | 学位 |
|--------------------|-------------------|------|----------|
| 医学研究科 | 医科学専攻 | 博士課程 | 博士(医学) |
| | 先端医学専攻 | 博士課程 | 博士(医学) |
| 薬学研究科 | 医療薬学専攻 | 博士課程 | 博士(薬学) |
| 看護学研究科 | 看護学専攻 | 修士課程 | 修士(看護学) |
| リハビリテーション 科学研究科 | リハビリテーション 科学専攻 | 修士課程 | 修士(医療科学) |

- ② 医学研究科において、学長は、博士課程を経ない者又は修了しない者で、学位規程に定めるところにより、学位論文を提出し、その審査及び試験に合格した者には、博士(医学)の学位を授与する。
- ③ その他学位に関する必要な事項は、兵庫医科大学大学院学位規程(以下「学位規程」という。)に定める。

第5章 学年、学期及び休業日

(学年)

第26条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学期)

第27条 学年を分けて、次の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第28条 学年中の休業日は、次のとおりとする。

1 日 曜 日

2 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日

3 春季休業日

4 夏季休業日

5 冬季休業日

- ② 前項第3号から5号については、別に定める。
- ③ 必要がある場合は、学長は、第1項の休業日を変更することができる。
- ④ 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

第6章 入学、休学、退学等

(入学の時期)

第29条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第30条 医学研究科博士課程及び薬学研究科博士課程に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 1 大学の医学、歯学又は修業年限が6年の薬学若しくは獣医学を履修する課程を卒業した者
 - 2 修士の学位又は専門職学位を有する者
 - 3 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - 4 外国において、学校教育における18年の課程（最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学）を修了した者
 - 5 文部科学大臣の指定した者
 - 6 研究科において、個別の入学資格審査により、第1号又は第2号に定める者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの
- ② 看護学研究科修士課程及びリハビリテーション科学研究科修士課程に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、看護学研究科修士課程においては、看護師免許を取得している者とする。
- 1 大学を卒業した者
 - 2 大学改革支援・学位授与機構から学士の学位を授与された者
 - 3 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
 - 4 文部科学大臣が指定した専修学校の専門課程を修了した者
 - 5 文部科学大臣の指定した者
 - 6 研究科において、個別の入学資格審査により、第1号に定める者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

(入学者の選考)

第31条 入学者は、研究科教授会で選考の上、学長が合格者を決定する。

② 選考方法は、各研究科の定めるところによる。

(入学手続き)

第32条 前条の選考に合格した者は、指定する期日までに、入学金、授業料等を納入するとともに、本学大学院所定の書類を添えて入学の手続きを完了しなければならない。

(入学許可)

第33条 学長は、前条の手続きを完了した者につき、入学を許可する。

(休学及び復学)

第34条 疾病その他のやむを得ない事由により、3ヶ月を超えて出席することができないときは、事由を具して保証人連署の上学長に願い出て、その許可を得、休学することができる。ただし、疾病の場合は、診断書を添付しなければならない。

- ② 疾病その他の事由により修学することが不相当と認められる場合には、学長は休学をさせることができる。
- ③ 休学期間は、医学研究科はその年度末までの1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、さらに1年度以内に限り休学を認めることができるが、通算して2年を超えることはできない。その他の研究科は、連続して2年又は通算して修業年限を超えることはできない。ただし、特別の理由がある場合は、さらに1年度以内に限り休学を認めることができる。
- ④ 休学期間は、これを在学期間に算入しない。
- ⑤ 休学している者又は休学期間を終了した者が、復学しようとするときは、その事由が消滅したことを証する書類を付した復学願を学長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、疾病などによる休学の場合は、休学事由が消滅したと認めた医師の診断書を添付しなければならない。この場合、本学は、本学が承認した医療機関又は医師の診断書を提出させることがある。

(退学)

第35条 疾病その他のやむを得ない事由により退学しようとする者は、その事実を証する書類を添え、保証人連署で学長に退学願を提出して、許可を受けなければならない。

(転学、転入学)

第36条 本学大学院から他の大学の大学院へ転学しようとする者は、所定の手続により、学長に願い出て許可を受けなければならない。

- ② 学長は、他の大学の大学院から本学大学院へ転入学を願い出た者がいるときは、欠員がある場合に限り、許可することがある。
- ③ 前項の場合において、既に修得した授業科目の単位及び在学期間の取扱いは、研究科教授会の意見を聴き、学長が定める。

(転科)

第37条 学長は、本学大学院に在籍する者で、本学の他の研究科に転科を願い出た者がいるときは、欠員がある場合に限り、許可することがある。

- ② 前項の場合において、既に修得した授業科目の単位及び在学期間の取扱いは、研究科教授会の意見を聴き、学長が定める。
- ③ その他研究科の転科に関する事項は別に定める。

(再入学)

第38条 学長は、第35条の規定により退学した者で、再入学を願い出た者がいるとき

は、欠員のある場合又は教育に妨げのない場合に限り、相当の学年に入学を許可することがある。

- ② 既に履修した授業科目、修得した単位及び在学期間の取扱いは、研究科教授会の意見を聴き、学長が定める。

(外国留学)

第39条 外国の大学院に留学を志望する学生は、書面をもって学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

- ② 前項の許可を得て留学した期間は、第22条に定める課程修了の要件としての在学期間に加えることができる。
- ③ 外国留学において、修得した単位の取扱いは、第16条第1項の規定を準用する。

(専攻の変更)

第40条 学長は、専攻の変更を志願するときは、選考の上許可することがある。

- ② 前項の場合において、既に修得した授業科目の単位及び在学期間の認定は、研究科教授会の意見を聴き、学長が行う。

(除籍)

第41条 次の各号のいずれかに該当する者については、研究科教授会の意見を聴き、学長が除籍する。

- 1 死亡、又は長期にわたり行方不明の者
 - 2 第8条の在学年限を超えた者
 - 3 第34条第3項の休学期間を超えた者
 - 4 授業料等の納付を怠り、督促を受けてもなお納付しない者
 - 5 疾病、その他の事由により成業の見込みがないと認められる者
 - 6 他の大学院、大学、短期大学、又は高等専門学校に在籍していることが明らかになった者
- ② 除籍の手続きについては、別に定める。

第7章 学生行動規範

第42条 学生の心得、規律等については、別に定める。

第8章 賞 罰

(表彰)

第43条 学業成績が特に優秀な者、又は他の学生の模範となる行為をした者は、表彰する。

- ② 表彰は、研究科教授会の意見を聴き、学長が行う。

(懲戒)

第44条 本学の規則に違背した者、又は学生の本分に反する行為があった者は、懲戒に関する手続きを経て懲戒する。ただし、その情状によっては、懲戒の程度を軽減し、あるいは懲戒しないことがある。

- ② 懲戒は、戒告、停学及び退学の3種とする。
- ③ 懲戒の対象となる行為は、次の各号の行為をいう。
 - 1 犯罪行為等、社会の秩序を乱す行為
 - 2 ハラスメント等、著しく人権を侵害する行為
 - 3 学生の本分に背く行為
 - 4 本学の名誉を汚す行為
 - 5 本学の学則及び規程に違反する行為
 - 6 研究倫理に反する行為
 - 7 本学の教育・研究活動を妨害する等、本学の秩序を乱す行為
- ④ 懲戒は、研究科教授会の意見を聴き、学長が行う。
- ⑤ 懲戒に関する規程は、別に定める。

第9章 学 費 等

(入学検定料及び授業料等)

第45条 入学検定料及び授業料等については、別表1に示すとおりとする。

- ② 授業料等は、次の期間に納付しなければならない。
 - 1 医学研究科
一年分 4月1日から4月15日まで
 - 2 薬学研究科、看護学研究科、リハビリテーション科学研究科
前期分 4月1日から4月15日まで
後期分 10月1日から10月15日まで

(休学、復学、退学及び除籍の場合の授業料等)

第46条 休学期間中の学費は免除する。ただし、休学又は復学した日の属する期分の学費は、返還しない。退学又は除籍されたとき、若しくは退学の処分を受けた場合も同様とする。

第10章 大学院聴講生、大学院研究生、大学院科目等履修生等

(大学院聴講生)

第47条 本学大学院の授業科目中、1科目又は数科目の聴講を希望する者については、医学研究科を除き、本学の教育に妨げのない限り、選考のうえで、聴講生として入学を許可することがある。

(大学院研究生)

第48条 本学大学院において特定の事項について研究を希望する者については、医学研

専科を除き、本学の教育及び研究に妨げのない限り、選考のうえで、研究生として入学を許可することがある。

(大学院科目等履修生)

第49条 本学大学院の授業科目中、1科目又は数科目の履修を希望する者については、本学の教育に妨げのない限り、選考のうえで、科目等履修生として入学を許可することがある。

(大学院受託生)

第50条 本学以外の機関等から、その所属職員について、研究の指導又は研修の委託の願い出があるときは、医学研究科を除き、本学の教育及び研究に妨げのない限り、選考のうえで、受託生として入学を許可することがある。

(特別研究学生)

第51条 他大学の大学院学生で、本学において研究指導を受けようとする者があるときは、当該大学との協議に基づき、特別研究学生として受け入れることがある。

(その他)

第52条 大学院聴講生、大学院研究生、大学院科目等履修生、大学院受託生及び特別研究学生に関する規程は、別に定める。

第11章 外国人特別学生

(外国人特別学生)

第53条 外国人で、本学大学院に入学を志願する者があるときは、外国人特別学生として選考の上入学を許可することがある。

② 外国人特別学生には、この学則を準用する。

第12章 学則の改廃

(改廃)

第54条 大学院学則の改廃は、学長が発議し、研究科教授会及び大学運営会議の意見を聴き、理事会が行う。

附 則

この学則は、昭和53年4月1日から施行する。

(以下省略)

附 則

①この改正は、2022年4月1日から施行する。

②2022年度に兵庫医療大学大学院から、本学の薬学研究科、看護学研究科及び医療科学研究科に転入学した学生についての別表2の授業料及び教育充実費は、兵庫医療大学大

学院入学時の金額を適用する。

附 則

この改正は、2022年10月6日から施行する。

附 則

この改正は、2023年4月1日から施行する。なお、従前記載の別表1（専攻別授業科目及び単位数）を削除する。また、別表2を別表1に変更する。

附 則

①この改正は、2024年4月1日から施行する。

②医療科学研究科 医療科学専攻は、2024年4月1日よりリハビリテーション科学研究科 リハビリテーション科学専攻に名称を変更する。

別表 1

単位 (円)

| 研究科名 | 入学 検定料 | 区分 | | | |
|--------------------|-----------|---------|-------------|---------------|---------|
| | | 入学金 | 授業料 (年額) | 教育充実費 (年額) | 区分合計 |
| 医学研究科 | 30,000 | 100,000 | 150,000 | 100,000 | 350,000 |
| 薬学研究科 | 30,000 | 100,000 | 400,000 | 100,000 | 600,000 |
| 看護学研究科 | 30,000 | 100,000 | 400,000 | 100,000 | 600,000 |
| リハビリテーシ ョン科学研究科 | 30,000 | 100,000 | 400,000 | 100,000 | 600,000 |

※上記金額以外に学外実習に関する費用を個別に徴収する場合がある。

兵庫医科大学大学院学位規程

(目的)

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年4月文部省令第9号）に基づき、兵庫医科大学大学院（以下「本学大学院」という。）において授与する学位に関し、必要な事項を定める。

(学位の種類)

第2条 本学大学院において授与する学位は、次のとおりとする。

(1) 修士の学位

| 研究科 | 専攻 | 学位 |
|----------------|---------------|----------|
| 看護学研究科 | 看護学専攻 | 修士（看護学） |
| リハビリテーション科学研究科 | リハビリテーション科学専攻 | 修士（医療科学） |

(2) 博士の学位

| 研究科 | 専攻 | 学位 |
|-------|--------|--------|
| 医学研究科 | 医科学専攻 | 博士（医学） |
| 医学研究科 | 先端医学専攻 | 博士（医学） |
| 薬学研究科 | 医療薬学専攻 | 博士（薬学） |

(学位授与の要件)

第3条 修士の学位授与は、本学大学院学則の定めるところにより、修士課程を修了した者に対し行う。

② 博士の学位授与は、本学大学院学則の定めるところにより、博士課程を修了した者に対し行う。

③ 前項のほか医学研究科における学位の授与は、学位論文を提出してその審査及び試験に合格し、かつ、本学大学院博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することが確認された者に対し行う。

(課程による者の学位申請)

第4条 第3条第1項および第2項の規定に基づき修士若しくは博士の学位を申請する者は、医学研究科は指導教授、その他の研究科は研究指導教員の承認を得て、所定の期限までに学位申請書に学位論文その他必要書類を添え、学長に提出する。

② 提出する学位論文は、一編とする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

(学位論文の受理)

第5条 学位論文は、学長が受理する。

② 学長は、学位論文を受理したときは、研究科教授会にその審査を付託する。

③ 受理した学位論文は、いかなる事由があっても返還しない。

(審査委員会)

第6条 前条第2項により学位論文の審査を付託された研究科教授会は、学位論文ごとに、原則として研究科教授会構成員3名から成る審査委員会を設ける。

(審査委員会の任務)

第7条 審査委員会は、学位論文の審査及び最終試験を行う。

② 審査委員会は、学位の申請者に対し、審査に必要な資料の提出を求めることができる。

(最終試験)

第8条 第3条第1項及び第2項にある者の最終試験は、学位論文を中心として、これに関連ある授業科目について、口頭又は筆答により行う。

(審査期間)

第9条 学位論文の審査及び最終試験は、第4条第1項にある者は在学期間中、第3条第3項にある者は学位論文を受理した後1年以内に終了しなければならない。ただし、特別の事由があるときは、研究科教授会の議を経て、その期間を延長することができる。

(審査委員会の報告)

第10条 審査委員会は、学位論文の審査及び最終試験を終了したときは、論文審査結果の要旨及び最終試験の結果の要旨を、文書をもって学長及び研究科教授会に報告する。

(研究科教授会の評価)

第11条 研究科教授会は、前条の報告に基づき、学位論文及び最終試験の結果を評価する。

(課程を経ない者の学位申請)

第12条 第3条第3項の規定により学位論文を提出して学位を申請しようとする者は、本学医学研究科で実施する外国語試験に合格し、研究歴の認定を受けなければならない。研究歴の認定条件は別途定める。

② 申請者は指導教授又は紹介教授の承認を得て、学位申請書に学位論文、副論文、論文目録、学位論文要旨、履歴書、研究歴認定証、卒業証明書その他必要書類並びに学位論文審査料を添え、学長に提出する。

③ 提出する学位論文は、単著又は申請者が筆頭著者である一編とし、他に副論文を一編以上を添付する。

④ 医学研究科に4年以上在学し、所定の単位を取得して退学した者の取扱いについては、課程による者の学位論文審査等に関する申合せ第2項-2に基づくものとする。

⑤ 本学大学院の博士課程を、所定の期間在学しないで退学した者が、再入学しないで学位論文を提出しようとするときは、前各項による。

(課程を経ない者の試験)

第13条 第3条第3項に規定する試験は、学位論文を中心としてこれに関連ある科目について、口頭又は筆答により行うものとし、併せて専攻学科に関し、課程を終えて学位を授与される者と同等以上の学識を有するか否かについて行うものとする。

(課程を経ない者の審査等準用規定)

第14条 第3条第3項に規定する学位論文の受理、審査、試験等に関しては、第5条から第7条まで及び第9条から第11条までを準用する。この場合において第7条第1項、第9条、第10条及び第11条第1項中「最終試験」とあるのは「試験」とそれぞれ読み替えるものとする。

(学位の授与)

第15条 学長は、第10条の報告及び第11条の評価に基づき、第3条第1項および第2項による課程修了者又は第3条第3項による試験合格者には学位を授与する。

② 否決した者には、その旨を通知する。

(学位授与報告及び学位論文要旨の公表)

第16条 前条により博士の学位を授与したときは、その日から3カ月以内に、文部科学大臣に所定の学位授与報告書を提出するとともに、その学位論文要旨及び審査結果の要旨を指定された方法で公表する。

(学位論文の公表)

第17条 博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から1年以内に、その学位論文の全文を公表しなければならない。ただし、学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

② 前項にかかわらず博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には研究科教授会の承認を受けて、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合研究科教授会は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

③ 博士の学位を授与された者が行う前2項の公表は、インターネットの利用により行うものとする。

(論文要旨等の公表)

第18条 博士の学位を授与したときは、本学大学院は著作権許諾が下りるまでの間は論文要旨及び審査結果の要旨を、授与した日から3カ月以内にインターネットにより公表する。

(学位の名称の使用)

第19条 本学大学院において学位の授与を受けた者が、学位の名称を用いるときは、兵庫医科大学の文字を付記しなければならない。

(学位授与の取消)

第20条 本学大学院の学位を授与された者が、次の各号の一に該当するときは、学長は、研究科教授会の意見を聴き、学位の授与を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表する。

- 1 不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき
 - 2 学位を授与された者が、その榮譽を汚辱する行為があったとき
- ② 前項の審議は、研究科教授会の3分の2以上の出席を必要とし、可決するには、出席者の過半数の賛成がなければならない。

(学位記)

第21条 学位記は、別表様式のとおりとする。

(学位記の再交付)

第22条 学位記の再交付は、原則として行わない。ただし、やむを得ない事由があり、かつ、再交付することが可能な場合に限り交付することがある。

(審査料)

第23条 課程による者の学位論文審査料は免除、課程を経ない者による学位論文審査料は、20万円とする。

- ② 既に納付した学位論文審査料は、いかなる事由があっても返還しない。

(事務)

第24条 この規程の事務は、大学事務部が行う。

(改廃)

第25条 この規程の改廃は、研究科教授会の意見を聴き、大学運営会議の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、昭和56年11月9日から施行する。

附 則

この改正は、平成3年12月24日から施行し、平成3年7月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成8年12月5日から施行する。

附 則

この改正は、平成15年5月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成25年12月11日から施行し、平成25年4月1日から適用する。
改正後の第17条及び第18条の規定は、平成25年4月1日以降に学位を授与した場合について適用し、同日前に博士の学位を授与した場合については、従前の例による。

附 則

この改正は、平成28年4月1日から施行する。
改正後の第4条第2項の規定は、平成28年3月31日までに満期退学した学生について、従前の例による。

附 則

この改正は、2022年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、2022年10月1日から施行する。

附 則

この改正は、2022年12月13日から施行する。

附 則

この改正は、2024年4月1日から施行する。

別表様式（学位記）

【看護学研究科・リハビリテーション科学研究科 修士課程】

| | |
|---|--------------------------|
| 学位記 | 第 号 氏 名 年 月 日生 |
| 本学大学院〇〇研究科〇〇専攻の修士課程において所定の単位を修得し学位論文の 審査及び最終試験に合格したので修士(〇〇学)の学位を授与する | |
| 年 月 日 兵庫医科大学長 印 | |

【医学研究科 博士課程】

| | | | |
|--|-------------------------------|---------------------------|-----------------------------|
| 甲 第 号 | 兵庫医科大学長 年 月 日 印 | 学位論文名 (医学)の学位を授与する | 学位記 年 氏 月 名 日生 |
| 本学大学院医学研究科〇〇専攻の博士課程において所定の単位を修得し左記学位論文の審査及び最終試験に合格したので博士(医学)の学位を授与する | | | |

【薬学研究科 博士課程】

| | |
|---|-----------|
| 学位記 | 甲第 号 |
| | 氏 名 |
| | 年 月 日生 |
| <p>本学大学院薬学研究科医療薬学専攻の博士課程において所定の単位を修得し下記学位論文の審査及び最終試験に合格したので博士(薬学)の学位を授与する</p> | |
| 学位論文名 | |
| | 年 月 日 |
| | 兵庫医科大学長 印 |

【医学研究科 課程を経ない者】

| | | |
|---|---------|--------|
| 乙第号 | 学位論文名 | 学位記 |
| | 年 月 日 | 氏 名 |
| | 兵庫医科大学長 | 年 月 日生 |
| | 印 | |
| <p>本大学に左記学位論文を提出し所定の審査及び試験に合格したので博士(医学)の学位を授与する</p> | | |

兵庫医科大学大学院看護学研究科履修規程

(目的)

第1条 この規程は、兵庫医科大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）に基づき、履修方法等について必要な事項を定める。

(履修手続き)

第2条 学生は学年の始めに前期および後期に履修しようとする授業科目を定め、履修届を所定の期日までに提出しなければならない。

2 履修届提出後は、授業科目を変更または取り消すことはできない。ただし、特別の理由があるときには指導教員と当該担当教員の了承を得て看護学研究科教授会（以下「研究科教授会」という。）に変更を願い出ることができる。

(履修の禁止)

第3条 次に掲げる授業科目は、履修することができない。

- 1 授業時間が重複する授業科目
- 2 専門教育における専攻分野以外の演習科目

(成績の評価)

第4条 成績評価は、優、良、可を合格とし、その科目の担当教員が次の基準により行う。

| 評価 | 評点 |
|----|--------------|
| 優 | 80点以上、100点まで |
| 良 | 70点以上、79点まで |
| 可 | 60点以上、69点まで |
| 不可 | 60点未満 |

(単位の認定)

第5条 試験及びレポート等による成績評価に基づき単位認定を行う。

(修士課程の修了要件)

第6条 修士課程の修了に必要な32単位以上の内訳は、次のとおりとする。

ただし、看護学課題研究・高度実践領域の修了には42単位以上必要とする。

看護学研究科 履修単位

| 科 目 | 看護学基礎研究領域 | 看護学課題研究・高度実践領域 |
|-------------|-----------|----------------|
| 修士課程共通科目 | 2 単位以上 | 2 単位以上 |
| 看護学共通科目 A | 4 単位以上 | 8 単位以上 |
| 看護学共通科目 B | | 6 単位 |
| 看護学専門分野専門科目 | 10 単位以上 | 14 単位以上 |
| 看護学実習科目 | | 10 単位 |
| 特別研究 | 10 単位 | |
| 課題研究 | | 2 単位 |

(年次研究計画書の提出)

第 7 条 学生は指導教員の指導のもと研究計画書を作成し、提出する。

(年次研究指導計画書の作成)

第 8 条 指導教員は各学年次開始当初に学生と面談を行い、当該年度 1 年間の研究予定等について年次研究指導計画書を作成し、学生に明示する。

(年次研究結果報告書の提出)

第 9 条 学生は指導教員の指導のもと年次研究結果報告書を作成し、提出する。

(年次研究指導報告書の作成)

第 10 条 指導教員は年度末までに学生と面談を行い、当該年度 1 年間の研究指導等について年次研究指導報告書を作成する。

(修士論文または課題研究報告書の審査および最終試験)

第 11 条 審査を受ける学生は、修士論文または課題研究報告書と審査申請書を提出する。

2 修士論文または課題研究報告書の審査および最終試験については、兵庫医科大学大学院学位規程の定めによる。

(その他)

第 12 条 大学院学則、学位規程及びこの規程に定めるもののほか、授業科目の履修等に関し、必要な事項は、研究科教授会において定めるものとする。

(事務)

第 13 条 この規程に関する事務は、大学事務部が行う。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、学長が発議し、大学運営会議の意見を聴き、常務会が行う。

附 則

この規程は、2022年4月1日から施行する。

兵庫医科大学大学院生室使用内規

(趣旨)

第1条 この内規は、本学大学院生室（以下「院生室」という。）の施設・設備の利用に関し、基本的な事項について定める。

(目的)

第2条 院生室の使用目的は、研究・学修・その他これに準ずるものとする。

(利用者)

第3条 院生室を使用できる者は、本学大学院生及び所定の教職員に限る。

(遵守事項)

第4条 利用者は次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用目的を守ること。
- (2) 施設・設備等を汚損又は毀損しないこと。
- (3) 施錠・盗難・防火・消灯等に十分留意すること。
- (4) 掲示や貼紙をしないこと。
- (5) 備えつけの器具・備品等を許可なく他に移動しないこと。
- (6) 電気容量の多い器具や危険を伴う器具等は、使用しないこと。
- (7) 他の利用者の迷惑になる行為をしないこと。院生室では静粛な環境の維持に留意すること。
- (8) 室内の清掃は各自で行うこと。

(利用の取消)

第5条 利用者がこの内規に違反した場合は、利用を取消すことがある。

(その他)

第6条 この内規に定めのない事項について定める必要が生じた場合は、関係者協議のうえ研究科長が定める。

(事務)

第7条 この内規に関する事務は、大学事務部が行う。

(改廃)

第8条 この内規の改廃は、大学運営会議の意見を聴き、学長が行う。

附 則

この内規は、2022年4月1日から施行する。

2024年度 看護学研究科 科目責任者一覧

| 科目区分 | 授業科目 | 科目責任者 | | |
|--------------|--------------|--------------|------------------------|--------|
| 修士課程 共通科目 | 医療統計学特論 | 日高 正巳 | | |
| | 医療倫理学特論 | 石川 洋子 | | |
| | 先進医療支援特論 | 藤本 浩一 | | |
| 共通科目 看護学 | A | 看護教育論 | 前川 幸子 | |
| | | 看護倫理 | 片岡 三佳 | |
| | | 看護理論 | 鈴木 みゆぎ | |
| | | 看護管理論 | 神田 知咲 | |
| | | 看護政策論 | 林 千冬 | |
| | | コンサルテーション論 | 府川 晃子 | |
| | | 看護研究 | 神崎 初美 | |
| | | 看護研究演習 | 神崎 初美 | |
| | | システムティックレビュー | 今野 理恵 | |
| | | B | アドバンスト・ フィジカルアセスメント | 蓮池 由起子 |
| | 臨床薬理学・薬物治療特論 | | 南畝 晋平 | |
| | 疾病・病態特論 | | 勝野 朋幸 | |
| | 基盤看護学分野 | 基礎看護学 | 基礎看護学特論 | 土田 敏恵 |
| 基礎看護学援助特論 | | | 土田 敏恵 | |
| 基礎看護学演習Ⅰ | | | 土田 敏恵 | |
| 基礎看護学演習Ⅱ | | | 土田 敏恵 | |
| 基礎看護学演習Ⅲ | | | 土田 敏恵 | |
| 基礎看護学特別研究 | | | 土田 敏恵 | |
| 看護教育学 | | 看護教育学特論 | 土田 敏恵 | |
| | | 看護教育学援助特論 | 土田 敏恵 | |
| | | 看護教育学演習Ⅰ | 土田 敏恵 | |
| | | 看護教育学演習Ⅱ | 土田 敏恵 | |
| | | 看護教育学演習Ⅲ | 土田 敏恵 | |
| | | 看護教育学特別研究 | 土田 敏恵 | |
| 看護開発科学 | | 看護開発科学特論 | 今野 理恵 | |
| | | 看護開発科学援助特論 | 今野 理恵 | |
| | | 看護開発科学演習Ⅰ | 今野 理恵 | |
| | | 看護開発科学演習Ⅱ | 今野 理恵 | |
| | | 看護開発科学演習Ⅲ | 今野 理恵 | |
| | | 看護開発科学特別研究 | 今野 理恵 | |
| 看護学専門科目 | | 急性看護学 | 急性病態治療学 | 西 信一 |
| | | | 急性看護学特論 | 森 一恵 |
| | | | 急性看護学援助特論Ⅰ | 森 一恵 |
| | | | 急性看護学援助特論Ⅱ | 森 一恵 |
| | | | 急性看護学援助特論Ⅲ | 西 信一 |
| | | | 急性看護学演習ⅠA | 森 一恵 |
| | | | 急性看護学演習ⅡA | 森 一恵 |
| | | | 急性看護学演習ⅢA | 森 一恵 |
| | | | 急性看護学演習ⅠB | 森 一恵 |
| | 急性看護学演習ⅡB | | 森 一恵 | |
| | 急性看護学演習ⅢB | | 森 一恵 | |
| | 急性看護学実習Ⅰ | | 森 一恵 | |
| | 急性看護学実習Ⅱ | | 森 一恵 | |
| | 急性看護学実習Ⅲ | | 森 一恵 | |
| | 急性看護学実習Ⅳ | 森 一恵 | | |
| | 急性看護学特別研究 | 森 一恵 | | |
| | 急性看護学課題研究 | 森 一恵 | | |
| | 療養支援看護学分野 | がん病態治療学 | 府川 晃子 | |
| | | がん看護学特論 | 府川 晃子 | |
| | | がん看護学援助特論Ⅰ | 府川 晃子 | |
| がん看護学援助特論Ⅱ | | 府川 晃子 | | |
| がん看護学援助特論Ⅲ | | 府川 晃子 | | |
| がん看護学演習ⅠA | | 府川 晃子 | | |
| がん看護学演習ⅡA | | 府川 晃子 | | |
| がん看護学演習ⅠB | | 府川 晃子 | | |
| がん看護学演習ⅡB | | 府川 晃子 | | |
| がん看護学演習Ⅲ | | 府川 晃子 | | |
| がん看護学実習Ⅰ | | 府川 晃子 | | |
| がん看護学実習Ⅱ | | 府川 晃子 | | |
| がん看護学実習Ⅲ | | 府川 晃子 | | |
| がん看護学実習Ⅳ | | 府川 晃子 | | |
| がん看護学実習Ⅴ | | 府川 晃子 | | |
| がん看護学特別研究 | | 府川 晃子 | | |
| がん看護学課題研究 | 府川 晃子 | | | |

| 科目区分 | 授業科目 | 科目責任者 | | |
|-----------|---------------|-----------|-----------|-------|
| 看護学専門科目 | 療養支援 看護学分野 | 慢性看護学 | 慢性看護学特論 | 神崎 初美 |
| | | | 慢性看護学援助特論 | 神崎 初美 |
| | | | 慢性看護学演習Ⅰ | 神崎 初美 |
| | | 慢性看護学演習Ⅱ | 神崎 初美 | |
| | | 慢性看護学演習Ⅲ | 神崎 初美 | |
| | | 慢性看護学特別研究 | 神崎 初美 | |
| | 精神看護学 | 精神看護学特論 | 藤本 浩一 | |
| | | 精神看護学援助特論 | 藤本 浩一 | |
| | | 精神看護学演習Ⅰ | 藤本 浩一 | |
| | | 精神看護学演習Ⅱ | 藤本 浩一 | |
| | | 精神看護学演習Ⅲ | 藤本 浩一 | |
| | | 精神看護学特別研究 | 藤本 浩一 | |
| | 家族支援看護学分野 | 小児看護学 | 小児看護学特論 | 石原 あや |
| | | | 小児看護学援助特論 | 石原 あや |
| | | | 小児看護学演習Ⅰ | 石原 あや |
| | | | 小児看護学演習Ⅱ | 石原 あや |
| | | | 小児看護学演習Ⅲ | 石原 あや |
| | | 小児看護学特別研究 | 石原 あや | |
| | | 母性看護学 | 母性看護学特論 | 西村 明子 |
| | | | 母性看護学援助特論 | 西村 明子 |
| | | | 母性看護学演習Ⅰ | 西村 明子 |
| | | | 母性看護学演習Ⅱ | 西村 明子 |
| | | | 母性看護学演習Ⅲ | 西村 明子 |
| | | 母性看護学特別研究 | 西村 明子 | |
| | | 助産学 | 助産学特論 | 田村 康子 |
| | | | 助産学援助特論 | 田村 康子 |
| | | | 助産学演習Ⅰ | 田村 康子 |
| 助産学演習Ⅱ | 田村 康子 | | | |
| 助産学演習Ⅲ | 田村 康子 | | | |
| 助産学特別研究 | 田村 康子 | | | |
| 生活支援看護学分野 | 老年看護学 | 老年看護学特論 | 細見 明代 | |
| | | 老年看護学援助特論 | 細見 明代 | |
| | | 老年看護学演習Ⅰ | 細見 明代 | |
| | | 老年看護学演習Ⅱ | 細見 明代 | |
| | | 老年看護学演習Ⅲ | 細見 明代 | |
| | 老年看護学特別研究 | 細見 明代 | | |
| | 地域看護学 | 地域看護学特論 | 廣金 和枝 | |
| | | 地域看護学援助特論 | 廣金 和枝 | |
| | | 地域看護学演習Ⅰ | 廣金 和枝 | |
| | | 地域看護学演習Ⅱ | 廣金 和枝 | |
| | | 地域看護学演習Ⅲ | 廣金 和枝 | |
| | | 地域看護学特別研究 | 廣金 和枝 | |
| | 在宅看護学 | 在宅看護学特論 | 堀口 和子 | |
| | | 在宅看護学援助特論 | 堀口 和子 | |
| | | 在宅看護学演習Ⅰ | 堀口 和子 | |
| | | 在宅看護学演習Ⅱ | 堀口 和子 | |
| 在宅看護学演習Ⅲ | | 堀口 和子 | | |
| 在宅看護学特別研究 | 堀口 和子 | | | |

(敬称略)

2024年度 看護学共通科目 科目対応者一覧

* 科目対応者が科目責任者との調整・依頼を主に担当する。

| 科目区分 | 授業科目 | 科目責任者 | 科目対応者 | 備考 | 他専攻の履修者 | |
|-------------|------------|------------------------|------------------|------------------|--------------------|---------------|
| | | | | | リハビリテーション 科学研究科 | |
| 看護学 共通科目 | 看護教育論 | 前川 幸子 (非常勤講師) | 井上 正隆 | | | |
| | 看護倫理 | 片岡 三佳 (非常勤講師) | 石原 あや | | | |
| | 看護管理論 | 神田 知咲 (非常勤講師) | 石田 絵美子 | | | |
| | 看護政策論 | 林 千冬 (非常勤講師) | 井上 満代 | | | |
| | A | アドバンスト・ フィジカルアセスメント | 蓮池 由起子 (兼担教員) | 川内 恵美子 笹川 寿美 | 西宮キャンパス で講義あり | |
| | | 臨床薬理学・薬物治療特論 | 南畝 晋平 (薬学研究科) | 鈴木 千枝 | 西宮キャンパス で講義あり | |
| | | 疾病・病態特論 | 勝野 朋幸 (非常勤講師) | 府川 晃子 | 西宮キャンパス で講義あり | ○ (専門基礎科目) |
| 専門科目 | 急性病態治療学 | 西 信一 (非常勤講師) | 森 一恵 | 西宮キャンパス で講義あり | | |
| | 急性看護学援助特論Ⅲ | 西 信一 (非常勤講師) | 森 一恵 | 西宮キャンパス で講義あり | | |